（農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部改正）

第七条　農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十九年農林水産省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令

第一条中「並びに第三条第一号」を「、第三条第一号」に改め、「第五号まで」の下に「並びに第四条第三号」を加え、「国有林野事業特別会計に属する物品を除く。」を削り、「又は譲与」を「、譲与又は時価よりも低い対価による譲渡」に改める。

第十二条の見出しを「（譲与の受領書）」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

2　第十三条の規定による国有林野産物の譲渡を希望する都道府県又は市町村は、当該災害に係る区域を管轄する森林管理署長（当該区域が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合にあっては、森林管理署支署長）を経由して、この省令の規定に基づく書類を農林水産大臣等に提出しなければならない。

第十三条を第十八条とし、第十二条の次に次の五条を加える。

（国有林野産物の譲渡）

第十三条　農林水産大臣等は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野の所在する地方の市町村の区域内に発生した災害により著しい被害があり、かつ、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に基づき救助が行われた場合において、木材その他の国有林野産物を、都道府県が当該救助の用に供し、又は当該市町村がその管理に属する事務所、学校、病院、診療所、託児所、道路、橋若しくは堤防で当該災害により被害を受けたものの応急復旧の用に供しようとするときは、当該国有林野産物を、当該都道府県又は市町村に時価からその五割以内を減額した対価で譲渡することができる。

（国有林野産物の譲渡の申請）

第十四条　農林水産大臣等は、前条の規定による国有林野産物の譲渡を受けようとする都道府県又は市町村から、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該災害が発生した日から二十日以内に提出させなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、事後に申請書を提出することを条件として口頭による申請をさせることができる。

一　申請都道府県又は市町村名

二　被災状況

三　譲渡を受けようとする国有林野産物の品名及び数量

四　使用計画

五　その他参考となる事項

（国有林野産物の譲渡の承認）

第十五条　農林水産大臣等は、前条の規定による譲渡の申請書を受理したときは当該書類を審査し、譲渡を承認する場合は次に掲げる事項を記載した承認書を交付し、譲渡を承認しない場合はその旨を記載した通知書により申請者に通知するものとする。

一　譲渡する国有林野産物の品名及び数量

二　譲渡価額

三　使用範囲

四　譲渡期日及び引渡場所

五　譲渡に際して条件を付する必要があると認めるときは、その条件

（国有林野産物の譲渡の受領書）

第十六条　農林水産大臣等は、国有林野産物を譲渡するときは、当該国有林野産物の譲受人から次に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、農林水産大臣等が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

一　譲渡する国有林野産物の品名及び数量

二　譲渡条件に従う旨

（国有林野産物の使用状況の報告）

第十七条　前条の国有林野産物の譲受人は、農林水産大臣等の要求があるときは、当該国有林野産物の使用状況について報告しなければならない。

（農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正）

第八条　農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年農林水産省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号ロ中「第二条第一号」を「第四条第一号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（国有林野事業特別会計の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の廃止に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に第二条第一号の規定による廃止前の国有林野事業特別会計の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の規定によりされている無償貸付については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第二十六号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十五年二月二十六日　　厚生労働大臣　田村　憲久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名　称	申　請　者
とうもろこし	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統並びにアリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ40278系統を掛け合わせた品種	ダウ・ケミカル日本株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統、除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統及びアリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ40278系統を掛け合わせた品種	ダウ・ケミカル日本株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統及びアリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ40278系統を掛け合わせた品種	ダウ・ケミカル日本株式会社
とうもろこし	除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統及びアリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ40278系統を掛け合わせた品種	ダウ・ケミカル日本株式会社

告　示

○法務省告示第八十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年二月二十六日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　　名　ジェームズ・エドワード・ハフ

生年月日　千九百五十八年三月八日

国　　籍　アメリカ合衆国